

乳幼児等医療費助成の 対象者を拡大します

現在、中学3年生までの子どもを養育している保護者で、所得が基準額を超えない人を対象に、乳幼児等医療費助成を行っています。

本年7月診療分から、**子どもの対象年齢を高校3年生相当年齢まで（18歳に達する日以後の3月31日まで）引き上げ、保護者の所得制限を廃止します。**

新たに対象となる人が助成を受け
るためには申請が必要です。

※ひとり親家庭等医療、重度心身障害者医療、生活保護を受給中の子どもは対象外です。

※保護者の扶養を外れたなど、対象とならない場合もあります。

乳幼児等医療費助成とは

対象となる子どもに対して、医療機関（全科・入院・通院）で支払う自己負担相当額を助成する制度です。

【助成内容】

1 医療機関につき、1日500円を超える医療費を助成します。
500円の一部自己負担金を支払ってください。

※500円に満たないときはその額が支払額となります

助成を受けるための申請を

4月下旬に、対象となる子どもの保護者へ「受給資格認定申請書」を送ります。必要事項に記入し、提出してください。（郵送申請が可能）

【提出書類】

- ① 受給資格認定申請書
- ② 子どもの保険証の写し

【提出期限】

5月31日（水）

【受給者証の交付】

資格審査後、6月中旬に受給者証を送ります。

【すでに受給者証を持っている場合】

すでに受給者証を持っている人は、申請手続きは不要です。随時有効期限を延長した受給者証を送ります。

申請・問い合わせ

保健医療課医療予防係

☎0824・73・1155

または各支所市民生活室・地域振興室

農薬の流出防止に努めましょう

環境政策課環境政策係 ☎0824・72・1398

省令により、水田で農薬を使用するときは「農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない」とされています。

除草剤の散布など水田用農薬を使用する際は、農薬が河川などへ流れ出ないよう、次のことを守ってください。

また、代かきから田植えの時期を中心に出る濁り水についても、流出を防ぐために適正な管理を心掛けましょう。

① 降水量が多いときは

農薬散布前後の気象状況に十分注意し、大雨などの恐れがある場合は、農薬の使用を控えましょう。



② 畦畔の補修を

ネズミやモグラ、アメリカザリガニなどが掘った穴により、畦畔（けいはん）（あぜ）から漏水することがあります。

濁り水の流出防止、地・水温や除草剤効果の低下防止のためにも、あぜ塗りをして畦畔を補修し、漏水を防ぎましょう。



③ 農薬飛散に注意を

農薬の散布時には、水路や周辺作物などに農薬が飛散しないように注意しましょう。

④ 浅水代かき

代かきは土くれが7〜8割見える程度の浅水状態で行いましょう。水量が抑えられるだけでなく、わらの浮き上がりを防止できるため、作業面でもメリットがあります。

⑤ 落水を減らす心掛けを

田植え前には作業をしやすくするために落水（ろすい）（水）（を減らす）のが一般的ですが、代かき以降の水量管理に気を配り、田植え前の落水をできるだけ減らすよう心掛けましょう。



⑥ 止水期間は一週間

水田で農薬を使用するときは、止水期間を一週間程度としてください。

